

告 示

埼玉県告示第五十四号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の六第一項（埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による知事の意見の内容について、同条例第三十条の六第三項の規定により公告する。

平成三十一年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事後調査書の名称

（仮称）東松山市計画事業西吉見南部土地区画整理事業事後調査書

二 事業者（吉見町）に対する意見の内容

次の事項を勘案して、引き続き環境の保全に努めること。

(1) 動物・植物・生態系

動物・植物の生息・生育環境の分断化を軽減するため、以下のような保全措置を検討すること。

イ 緑地の連続性を確保するため、計画時に緑地とされていた事業地南側の仮設駐車場の緑地化等の措置

ロ 小動物の移動を阻害しないため、事業地西側の河川沿いに設置されたU字側溝への追加措置

(2) 景観

高木植栽帯を適正に管理するよう進出企業に要請するとともに、景観の保全に努めること。

(3) 温室効果ガス

事業関係車両の走行に伴う温室効果ガス排出量が、評価書の予測の約二倍に増加したことから、低燃費型車両の導入やエコドライブの実施を一層推進するよう進出企業に要請すること。